

雲仙市猿葉山自然公園管理運営規則

平成20年11月28日

規則 第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市猿葉山自然公園設置及び管理運営等に関する条例（平成17年雲仙市条例第171号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、雲仙市猿葉山自然公園（以下「公園」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 条例第4条に定める公園の利用時間は、次の各号の期間に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 4月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後6時まで
- (2) 11月1日から翌年の3月31日まで 午前8時30分から午後5時まで

(利用の申請等の手続)

第3条 条例第5条第1項に規定する許可の申請は、雲仙市猿葉山自然公園施設利用許可申請書兼許可書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第5条第2項に規定する届出は、雲仙市猿葉山自然公園スカイスポーツ施設利用届出書兼誓約書（様式第2号）によるものとする。

3 第1項の申請及び第2項の届出は、その利用しようとする日の5日前までに提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 市長は、条例第5条第1項に規定する許可を決定したときは、雲仙市猿葉山自然公園施設利用許可申請書兼許可書（様式第1号）により、利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 公園の利用者は、その利用に際し、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがある動物又は機械物品等を持ち込まないこと。

(2) 公園及び周辺の環境を乱す行為をしないこと。

(3) みだりに火気を使用し、又は危険のおそれのある行為をしないこと。

(4) 物品の販売若しくは陳列又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。

(5) その他施設の利用に支障を来すような行為をしないこと。

2 条例第3条第4号に規定する施設（以下「スカイスポーツ施設」という。）の利用者は、前項各号のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 雲仙市が定めるもののほか、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき利用すること。

(2) 事故等の緊急事態に備え連絡網を確立するなど安全対策を講じておくこと。

(3) 着陸の際は、着陸場所付近の住民及び通行者等へ注意を図ること。

(4) 利用者による事故・損害等が生じた場合は、雲仙市に対して責任追及若しくは損害

賠償等の要求をしないこと。

(5) アウトランディング及び事故等が生じた場合は、速やかに雲仙市へ報告すること。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。